

兵庫県公報

平成29年3月7日 火曜日 第2880号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告示	ページ
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	2
○ 保安林の指定の解除予定（同）	2
○ 保安林の指定の予定通知（同）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○ 平成14年兵庫県告示第689号（公共用水域が該当する水域類型の指定）の一部改正（同）	6
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	6
○ 同上（同）	6
○ 同上（同）	6
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	6
○ 同上（同）	7
○ 同上（同）	7
○ 同上（同）	7
○ 同上（同）	7
○ 同上（同）	7
○ 同上（同）	8
○ 同上（同）	8
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	8
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	9
○ 阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	9
○ 道路の位置指定（建築指導課）	10
○ 道路の位置指定の取消し（同）	10
○ 重要調整池に係る検査の結果（阪神北県民局）	10
公 告	
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の縦覧（砂防課）	10
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の縦覧（同）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	15
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	15
正 誤	
○ 平成28年12月21日付け兵庫県公報号外中	15

告 示

兵庫県告示第213号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成29年2月23日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

平成29年3月7日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県告示第232号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成29年 3月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H28中播位置 0005号	29. 2. 22	揖保郡太子町鷗字矢田部後44番1、44番2、 44番4、44番5、44番8、44番10の各一部	5.00	45.50

兵庫県告示第233号

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）第15条第1項の規定による道路の位置指定の取消しの申請があったので、次のとおり指定を取り消した。

その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成29年 3月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

取 消 番 号	取消年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H28中播位置 廃0001号	29. 2. 15	赤穂市大町9番5	4.60	24.36

兵庫県告示第234号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成29年 3月 7日

阪神北県民局長 村 上 元 伸

- 1 重要調整池の所在地
川辺郡猪名川町木津字奥山35番地他37筆
- 2 重要調整池の所有者等の名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称
有限会社聖建設
 - (2) 住所（主たる事務所の所在地）
伊丹市荻野6丁目50番地の1
 - (3) 代表者の氏名
岩 本 清 子

公 告

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成21年兵庫県告示第300号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年 3月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

下里(1)Ⅰ(120000156)の項中別図65、中村Ⅱ(120000166)の項中別図75、川西(2)Ⅱ(120000168)の項中別図77、小柿(3)Ⅱ(120000174)の項中別図83、川原(1)Ⅱ(120000176)の項中別図85、布木Ⅱ(120000179)の項中別図88、上村(2)Ⅱ(120000183)の項中別図92、大谷川二Ⅰ(220000138)の項中別図168、高坂川Ⅰ(220000140)の項中別図170、互屋谷川Ⅰ(220000143)の項中別図173、人道谷川Ⅱ(220000157)の項中別図187、小田西谷Ⅱ(220000159)の項中別図189を改める。

(これらの図面は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成29年 3月15日から同月29日まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所三田業務所及び三田市高平ふるさと交流センター

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局 宝塚土木事務所 三田業務所 河川砂防担当
〒669-1531 三田市天神1-10-14

(3) 提出期限

平成29年 3月29日まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年 5月29日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年 3月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
山田Ⅰ (120000126)	三田市木器(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
下槻瀬(2)Ⅱ (120000149)	三田市下槻瀬(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
志手原(3)Ⅲ (120000152)	三田市下槻瀬(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
下里(1)Ⅰ (120000156)	三田市下里(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり

下里(2)Ⅰ (120000157)	三田市下里(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
酒井Ⅰ (120000159)	三田市酒井(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
下里(3)Ⅰ (120000160)	三田市下里(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
小柿(1)Ⅰ (120000161)	三田市小柿(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
波豆川(1)Ⅱ (120000163)	三田市波豆川(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
波豆川(2)Ⅱ (120000164)	三田市波豆川(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
中村Ⅱ (120000166)	三田市波豆川(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
波豆川(6)Ⅱ (120000167)	三田市波豆川(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
川西(2)Ⅱ (120000168)	三田市下槻瀬(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
川西(3)Ⅱ (120000169)	三田市下槻瀬(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
山田(3)Ⅱ (120000170)	三田市木器(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
川西(4)Ⅱ (120000171)	三田市下槻瀬(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
下里(4)Ⅱ (120000172)	三田市下里(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
酒井(2)Ⅱ (120000173)	三田市酒井(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
小柿(3)Ⅱ (120000174)	三田市小柿(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
十倉(1)Ⅱ (120000175)	三田市十倉(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
川原(1)Ⅱ (120000176)	三田市川原(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
川原(2)Ⅱ (120000177)	三田市川原(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
末吉Ⅱ (120000178)	三田市末吉(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
布木Ⅱ (120000179)	三田市布木(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり

小柿(4)Ⅱ (120000180)	三田市小柿(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
小柿(6)Ⅱ (120000181)	三田市小柿(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
上村(1)Ⅱ (120000182)	三田市小柿(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
上村(2)Ⅱ (120000183)	三田市小柿(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
小柿(7)Ⅱ (120000184)	三田市小柿(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
小柿(8)Ⅱ (120000185)	三田市小柿(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
小柿(9)Ⅱ (120000186)	三田市小柿(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
波豆川(7)Ⅲ (120000189)	三田市波豆川(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
鈴鹿(2)Ⅲ (120000190)	三田市鈴鹿(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
十倉(2)Ⅲ (120000191)	三田市酒井(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
田中(3)Ⅲ (120000193)	三田市田中(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
小柿(10)Ⅲ (120000194)	三田市小柿(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
小柿(11)Ⅲ (120000195)	三田市小柿(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
七松谷川Ⅰ (220000131)	三田市上槻瀬(別図38のとおり)	土石流	別図38のとおり
見比川Ⅰ (220000135)	三田市小柿(別図39のとおり)	土石流	別図39のとおり
大谷川二Ⅰ (220000138)	三田市小柿(別図40のとおり)	土石流	別図40のとおり
高坂川Ⅰ (220000140)	三田市小柿(別図41のとおり)	土石流	別図41のとおり
川原西谷Ⅰ (220000142)	三田市川原(別図42のとおり)	土石流	別図42のとおり
互屋谷川Ⅰ (220000143)	三田市末吉(別図43のとおり)	土石流	別図43のとおり
十倉中谷Ⅰ (220000146)	三田市十倉(別図44のとおり)	土石流	別図44のとおり

大里Ⅰ (220000149)	三田市下里 (別図45のとおり)	土石流	別図45のとおり
小野北上谷Ⅱ (220000155)	三田市小柿 (別図46のとおり)	土石流	別図46のとおり
入道谷川Ⅱ (220000157)	三田市市之瀬 (別図47のとおり)	土石流	別図47のとおり
木器ⅠⅡ (220000158)	三田市木器 (別図48のとおり)	土石流	別図48のとおり
小田西谷Ⅱ (220000159)	三田市下槻瀬 (別図49のとおり)	土石流	別図49のとおり
西川西谷Ⅱ (220000160)	三田市下槻瀬 (別図50のとおり)	土石流	別図50のとおり
見比北谷Ⅱ (220000161)	三田市小柿 (別図51のとおり)	土石流	別図51のとおり
村上南谷Ⅱ (220000162)	三田市小柿 (別図52のとおり)	土石流	別図52のとおり
末吉ⅠⅡ (220000167)	三田市末吉 (別図53のとおり)	土石流	別図53のとおり
木器東谷Ⅱ (220000170)	三田市木器 (別図54のとおり)	土石流	別図54のとおり
木器西谷Ⅱ (220000171)	三田市木器 (別図55のとおり)	土石流	別図55のとおり
木器北谷Ⅱ (220000172)	三田市木器 (別図56のとおり)	土石流	別図56のとおり
木器中谷Ⅱ (220000173)	三田市木器 (別図57のとおり)	土石流	別図57のとおり
波豆川Ⅱ (220000183)	三田市波豆川 (別図58のとおり)	土石流	別図58のとおり

(別図1から別図58までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年3月15日から同月29日まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所三田業務所及び三田市高平ふるさと交流センター

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局 宝塚土木事務所 三田業務所 河川砂防担当

〒669-1531 三田市天神1-10-14

(3) 提出期限

平成29年3月29日まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年5月29日までに、3に記載する場所に

おける閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 3月 7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
西脇市比延町字中池867番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
西脇市鹿野町字御防垣内875番地
社会福祉法人ひえ 理事 藤井琢己
- 3 許可年月日及び許可番号
平成28年 8月 2日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-3-2号（28西脇）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定をしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年 3月 7日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

2 老人ホームの表尼崎市の項中

介護付有料老人ホーム チャーム尼崎東園田	同 市東園田町5丁目61-1
----------------------	----------------

を

介護付有料老人ホーム チャーム尼崎東園田	同 市東園田町5丁目61-1
介護付有料老人ホーム ウェルハウス尼崎II番館	同 市杭瀬南新町4丁目5-3

に改める。

正 誤

○平成28年12月21日付け（兵庫県公報号外）

兵庫県人事委員会規則第12号（職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
-------	-----	-----	-----